

## ■ 4条1項11号

不服 2025-007951

### ＜本願商標＞

「忍者ラーメン」（標準文字）

**第30類**「即席菓子のもと、茶、ミートパイ、ホットドッグ、アイスクリームのもと、食用粉類、香辛料、シャーベットのもと、調味料、コーヒー豆（生のもの）、調理済みラーメン、ハンバーガー、中華まんじゅう、こうじ、食品香料（精油のものを除く。）、イーストパウダー、ホイップクリーム用安定剤、パスタソース、アイスクリーム用凝固剤、氷、弁当、ラーメン用のスープ、パン、ピザ、ラーメンの生麺、コーヒー飲料、ラーメン用だし、コーヒー、米、ベーキングパウダー、酵母、ラーメンの麺、サンドイッチ、菓子（肉・魚・果物・野菜・豆類又はナツツを主原料とするものを除く。）」

※補正後の指定商品

### ＜結論＞

本件審判の請求は、成り立たない。

### ＜原査定理由＞

NINJA  
忍者  
引用商標：

**第30類**「氷、調味料、香辛料、コーヒー豆、穀物の加工品、アーモンドペースト、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、べんとう、ラビオリ、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、即席菓子のもと、酒かす、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類、食用グルテン」及び第9類、第12類、第25類、第29類、第32類、第35類、第36類、第38類、第39類、第41類、第42類、第43類、第44類、第45類

### ＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第11号該当性について

ア 本願商標について

本願商標は、「忍者ラーメン」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「忍者」の文字は、「忍びの者。」を、「ラーメン」の文字は、「中国風に仕立てた汁そば。中華そば。」等をそれぞれ表す語として一般に知られているものである（出典：株式会社岩波書店「広辞苑第七版」）。

そして、本願商標の構成中の「ラーメン」の文字部分は、本願の指定商品中、「調理済みラーメン、ラーメン用のスープ、ラーメンの生麺、ラーメン用だし、ラーメンの麺」との関係において、商品の品質を表すものであるから、当該文字部分は、自他商品の識別標識としての機能を有しないか、極めて弱いものといえるものであって、商品の出所識別標識としての称呼及び観念を生じないものというのが相当である。

一方、「忍者」の文字は、上記の意味合いを有する語であって、本願の指定商品との関係において、直ちに商品の具体的な品質を表すものとはいえないから、「ラーメン」の文字部分に比して、自他商品の識別標識としての機能を果たすものであって、取引者、需要者に強い印象を与えるものである。

そうすると、本願商標は、その構成中の「忍者」の文字部分を要部として抽出し、他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというべきであり、  
本願商標からは、その構成全体に相応して「ニンジャラーメン」の称呼が生じるほか、  
要部である「忍者」の文字部分（以下「本願商標の要部」という。）に相応して、「ニンジャ」の称呼を生じ、「忍びの者。」程の観念を生じるものである。

イ 引用商標について

引用商標は、・・・、「NINJA」の欧文字と「忍者」の文字とを上下二段に書してなるところ、上段の「NINJA」の欧文字は、下段の「忍者」の文字を欧文字表記したものと容易に理解されるものであり、引用商標からは、「NINJA」及び「忍者」の文字に相応して「ニンジャ」の称呼及び「忍びの者。」程の観念を生じるものである。

ウ 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、それぞれ上記ア及びイのとおりであるところ、両者は、外観において、全体の構成は相違するとしても、「忍者」の文字を共通にすることから近似するものであり、また、本願商標の要部及び引用商標から生じる称呼及び観念において、「ニンジャ」の称呼及び「忍びの者。」程の観念を、それぞれ共通にするものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観において近似するものであり、本願商標の要部から生じる称呼及び觀念と引用商標から生じる称呼及び觀念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び觀念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標とは、互いに紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である。

#### エ 本願の指定商品と引用商標の指定商品及び指定役務との類否について

本願の指定商品中の第30類「調理済みラーメン、ラーメン用のスープ、ラーメンの生麺、ラーメン用だし、ラーメンの麺」は、引用商標の指定商品及び指定役務中の第30類「調味料、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、べんとう、ラビオリ」と同一又は類似するものである。

#### オ 小括

上記アないしエによれば、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、かつ、本願の指定商品は、引用商標の指定商品と同一又は類似するものである。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する。

#### (2) 請求人の主張について

ア 請求人は、本願商標は外観上、無理なく一体と認識されるものであり、全体から生じる「ニンジャラーメン」の称呼は決して冗長ではなく、語呂良く一気呵成に称呼し得るものであるから、本願商標の構成では一連一体で認識されるべきである旨主張する。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、「ラーメン」の文字部分は、本願の指定商品中、「調理済みラーメン、ラーメン用のスープ、ラーメンの生麺、ラーメン用だし、ラーメンの麺」との関係においては、自他商品の識別標識としての機能を有しないか、極めて弱いものといえるものであって、本願商標は、その構成中の「忍者」の文字部分を要部として抽出し、他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるものといわざるを得ない。

イ 請求人は、商標全体の構成でみた場合の支配的印象を与える部分、強い識別力を發揮する部分というのは絶対的なものではなく、取引の実情や商標の構成、語の浸透度などから、相対的に考えるべきである旨述べ、忍者の語は、食品業界と親和性が高くネーミングに使用されやすい語であり、忍者〇〇との使用が多く存在する取引実情より、需要者は忍者〇〇全体で商品名等であると認識することが容易に想起できること

に加え、忍者〇〇の使用例が多いということはそもそも忍者単独での識別力はそれほど強くないということもできる旨主張する。

しかしながら、上記（1）で述べたとおり、本願商標全体の構成でみた場合、その構成中の「ラーメン」の文字部分は、本願の指定商品中の「ラーメン」に関連する商品との関係においては、商品の品質を表すものであって、自他商品の識別標識としての機能を有しないか、極めて弱いものというべきである一方、その構成中の「忍者」の文字は、本願の指定商品との関係において、直ちに商品の具体的な品質を表すものとはいえないから、「ラーメン」の文字部分に比して、自他商品の識別標識としての機能を果たすものであって、取引者、需要者に強い印象を与えるものといえ、そうすると、本願商標については、「忍者」の文字部分を要部として抽出し、他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというのが相当である。

ウ 請求人は、過去の登録例を挙げ、これらの登録が併存していることからしても、本願商標は登録されるべきである旨主張する。

しかしながら、商標の類否判断は、対比する商標について個別具体的に判断されるべきものであるところ、請求人の挙げる登録例と本願商標とは、商標の具体的構成やその指定商品及び指定役務等において本願とは事案を異にするものであり、本願商標と引用商標の類否については上記（1）ウにおいてした判断のとおりであるから、これらの登録例をもって、上記判断が左右されるものではない。

エ したがって、請求人の上記アないしウの主張は、いずれも採用することができない。

### （3）まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

### 弁理士コメント

本願商標「忍者ラーメン」と引用商標「NINJA忍者」は、外観において近似するものであり、本願商標の要部から生じる称呼及び観念と引用商標から生じる称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標とは、互いに紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である、と判断されました。

「〇〇〇」と「〇〇〇+食品（指定商品）の普通名称」の構成からなる商標の類否が争われた審判事件について、久しぶりのご紹介となります。

こういった商標の類似性が審判で争われる場合には、一般的に2つの判断パターンのいずれかとなります。1つは、「食品（指定商品）の普通名称」の文字部分には識別力が認められないことから、これを除いた「〇〇〇」の部分が要部となり、結果として「〇〇〇」の構成からなる商標と類似すると判断されるパターンです。こちらの考え方が、実務においては原則的であり、本審決においても、このような判断手法がとられたといえます。

もう1つは、たとえ「食品（指定商品）の普通名称」と理解される文字部分を構成中に含むとしても、殊更に「〇〇〇」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然であるから、「〇〇〇」の構成からなる商標とは非類似であると判断されるパターンです。たとえば、本審決とわずか5日違いで出された審決（不服 2025-013724）では、商標「ラッキークッキー」（指定商品は第30類「クッキー、クッキーの生地、クッキーを作るためのもと」）が、このような判断手法に基づき、商標「ラッキーLUCKY」等とは非類似と判断されています。

どのような条件の下で、どちらの判断手法がとられるのかは、イマイチよくわからないというのが正直なところです。商標「ラッキークッキー」の審決（不服 2025-013724）では、これより「幸運なクッキー」ほどの一連の観念を想起させると認められており、この点が一体不可分性を肯定する1つの根拠とされているようにも感じますが、よくよく考えてみると「幸運なクッキー」の観念というのも意味不明ですし、このような観念は「〇〇〇」が既成語であれば、基本的にどのような商標からも生じ得るといえるでしょう。本願商標「忍者ラーメン」からも、「忍びの者のラーメン」の観念が生じるといえるのではないでしょうか。

やはり、商標調査等の場面においては楽観はせず、基本的に前者のような判断手法がなさると考えておくべきだと、個人的には思います。

（弁理士 永露 祥生）  
<2026年2月1日>